#### 家畜取引スマート化推進支援事業に係る公募要領

#### 第1 総則

家畜取引スマート化推進支援事業(以下「本事業」という。) に係る公募については、この要領に定めるところによる。

#### 第2 事業内容

本事業の取組内容、応募主体等は、別記に定めるとおりとする。

### 第3 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

#### 第4 成果目標

成果目標の内容及び成果目標の目標年度は、別記に定めるところによるものとする。

### 第5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、別記の別表に定める経費とする。

- 2 次の経費は、補助の対象とはならない。
- (1) 応募主体が自己資金若しくは他の助成により実施中であり、又は既に完了している事業に係る経費
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業 に係る経費
- (3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新に係る経費
- (4)機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費
- (5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

#### 第6 補助率

補助率は、1/2以内とする。

#### 第7 申請書類の提出

応募主体は、第1号の表に掲げる申請書類(以下「申請書類」という。)を別紙の提出先へ提出するものとする。

# (1)申請書類

申請書類	提出部数
申請書類チェックシート	1 部
応募申請書(様式1)	1部
事業実施体制(様式2)	1 部
確認項目チェックシート(様式3)	1 部
事業実施計画書(様式4)	1 部
事業実施計画書添付資料	1 部
定款、規約等	1 部
直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し	1 部

### (2) 提出期間

令和5年8月1日(火曜日)~8月18日(金曜日)(※)午後5時まで(必着)

(3) 問合せ先・提出先

問合せ先・提出先は、別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、平日の午前 10 時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間受け付けるものとする。

#### (4) 申請書類の提出に当たっての留意事項

ア 申請書類の提出は、原則として郵送、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)、電子メール又は宅配便(バイク便を含む。)によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FAXによる提出は受け付けない。

- イ 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明 できる方法によることとし、申請書類を1つの封筒に入れ、「家畜取引スマー ト化推進支援事業申請書類」と表に朱書きをして提出すること。また、余裕を 持って投かんするなど、提出期間内に必着すること。
- ウ 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「家畜取引スマート化推進支援事業の申請書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○(○は連番)」と記載すること。また、

電子メール送信後に問合わせ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。

- エ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。
- オー申請書類の差替えは、原則として不可とする。
- カ 事業実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成すること。

#### 第8 申請書類等の審査

### (1)審査の方法

選定に当たっては、農林水産省地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。)の事業担当課において応募の要件(応募主体の要件、採択要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。)に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)が別に定める選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査するものとする。

審査委員会においては、審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者 (以下「補助金交付候補者」という。)を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

#### (2) 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

ア 提出された申請書類は、地方農政局等の事業担当課において応募要件に該当 すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものと する。

- イ 審査委員会による審査は、第3号に定める審査の観点に基づき行うこととし、 必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うこ とができるものとする。
- ウーイの結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

### (3) 審査の観点

事業実施計画の妥当性、事業の効果、申請経費の妥当性及び応募主体の適格性の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがある、又はみどりの食料システム戦略に掲げる取組を実施している応募主体については、この旨を審査に反映する。

#### (4) 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果(採択又は不採択)については、審査終了後速や

かに、申請を受けた地方農政局長等から応募主体に対して通知するものとする。 なお、補助金の交付は、予算成立後に施行する食肉流通構造高度化・輸出拡大 総合対策事業費補助金等交付等要綱(以下「交付等要綱」という。)に基づき、 必要な手続を行うものとする。

#### 第9 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局長等の指示に従い速やかに、予算成立後に施行する交付等要綱及び家畜取引スマート化推進支援事業実施要領(以下「要綱等」という。)に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画書等及び交付申請書(以下「申請書等」という。)を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書等を審査した後、問題がなければ、地方農政局長等は、交付決定通知の発出を行うものとする。

なお、申請書等の内容については、第8の申請書類等の審査の結果を踏まえて修 正を依頼する場合がある。

#### 第10 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、補助事業者の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、補助事業者に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

#### 第11 採択後の補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

#### (1) 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、本事業の実施上のマネージメント、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。

特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て補助事業者の下で一括して行うものとする。

#### (2)補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- ア 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施 行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭 和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)が適用されるものとす る。
- イ 補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものと

する。また、過剰と見られるような機器・設備の導入を排除し、徹底した事業 費の低減が図られるよう努めるものとする。

ウ 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経理管理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等)を当該補助事業者の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部局等に補助金の経理管理 を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認め た者(学生を除く。)に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に 経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

# (3) フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、 所期の目的が達成されるよう、補助事業者に対し、本事業の実施上必要な指導・ 助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査(現地調査を含 む。)を行うものとする。

補助事業者は、交付等要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとする。

#### (4) 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。) の所有権は、補助事業者又は当該財産を補助事業者に対しリースするリース事業 者に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- ア 取得財産等については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- イ 取得財産等のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則第5条に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

なお、承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### 家畜取引スマート化推進支援事業

#### 第1 事業の概要

本事業は、次の各号に掲げる事業により構成され、家畜市場(家畜取引法(昭和31年法律第123号)第2条第3項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。)の円滑な運営を確保し、家畜市場を活性化するため、利用者の増加、利便性向上や市場運営の省力化を図る取組を実施できるものとする。

なお、本事業の公募の実施は、令和5年度当初予算の成立を前提として行うため、 今後事業内容等の変更があり得る。

- (1) 家畜取引ネットワーク構築支援事業 遠隔地の家畜市場のせりに参加できる体制を構築するための機器・設備の導入
- (2) 家畜取引電子化推進事業 取引伝票や取引情報等を電子交付するための機器・設備の導入
- (3) 家畜市場運営省力化 出荷家畜の誘導等、家畜市場の運営を自動化・省力化するための機器・設備の導 入

#### 第2 応募主体の要件

応募主体は、別表に掲げる者とする。

- 2 応募主体又はその構成員である法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと及び法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 別表の応募主体の欄の(6)の民間事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。
- (1) 5戸以上の畜産業者が利用する施設を管理運営していること。
- (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
- 4 別表の応募主体の欄の(12)の協議会は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。
- (1) 別表の応募主体の欄の(1) から(11) の者が中心となって構成されていること。
- (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の 方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等 を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定めら れていること。
- (3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不

正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 第3 事業の実施基準等

以下に掲げる経費は、本事業の補助対象外とする。

- (1) 応募主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了している事業に係る経費
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業に 係る経費
- (3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新 に係る経費
- (4)機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する費用又は補償費
- (5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 2 補助の対象とする機器・設備は、原則として、新品又は新設のものとする。なお、 既存の機器・設備及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地 区の実情に照らし適当と認められる場合については、改修、増設、併設等を行うこと ができるものとする。
- 3 補助対象事業費の額は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、導入する機器・設備の規模や能力については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

- 4 導入する機器・設備の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を 勘案するとともに、過剰な投資とならないよう、適切に決定するものとする。さらに、 コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産・流通体制の 確立に資するよう配慮するものとする。
- 5 機器・設備の導入に当たっては、当該機器・設備の希望小売価格を確認するとともに、交付等要綱第15に基づき行うこととする。ただし、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合には、その理由を明確にするとともに、随意契約による場合であっても三者以上の業者から見積もりを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。なお、機器・設備の特殊性等により三者以上の業者から見積もりを提出させること等が困難な場合はこの限りでない。
- 6 応募主体以外の者に貸し付けることを目的として機器・設備を導入する場合については、次のとおりとする。
- (1)貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)の承認を得るものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- (2) 応募主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「応募主体負担(事業費ー補助金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (3) 賃貸借契約は、文書によって行うこととする。なお、応募主体は、賃貸借契約書に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### 第4 採択要件

採択要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。
- (2) 事業実施後において、おおむね現状と同じ又は現状を超える家畜の取引頭数が見込まれること。
- (3) 導入する機器・設備による効果が、第5に定める成果目標の達成に直結するものであること。

### 第5 成果目標及び目標年度

(1) 成果目標

成果目標は、第1各号の事業ごとに、次に掲げるとおりとし、具体的な成果目標は、応募主体が別記様式第1号の事業実施計画書において設定するものとする。

ア 家畜取引ネットワーク構築支援事業

本事業を実施することにより、遠隔地からせりに参加できる体制を構築した家 畜市場の購買参加者数を5%以上増加させることとする。

イ 家畜取引電子化推進事業

本事業を実施することにより、原則、家畜市場の全ての購買者及び出荷者に交付する取引伝票等を電子交付することとする。ただし、従前の方法による交付を求める購買者及び出荷者は除く。

ウ 家畜市場運営省力化推進事業

本事業を実施することにより、市場運営に係る延べ労働時間を5%以上削減させることとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、第1第1号の事業については事業完了年度から3年以内 に設定するものとし、第2第2号及び第3号の事業については事業完了年度の翌年 度とする。

#### 第6 リース事業者を活用する場合の取扱い

(1)貸付期間

貸付対象機器・設備の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。 ア 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転する場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を応募主体に移転す

ることを前提に、応募主体とリース事業者との協議により別途定めるものとする。

イ 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転しない場合 貸付対象機器・設備の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されていることから、本事業の趣旨を踏まえ、再リース料金を設定するよう努めるものとする。

#### (2) 貸付期間終了後の貸付対象機器・設備の所有権の移転

リース事業者は、第1号に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機器・設備に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により応募主体に当該機器・設備の所有権を移転することができるものとする。

#### (3)途中解約の禁止

応募主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として応募主体がリース事業者に支払うものとする。

#### (4)貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、付加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、 基本貸付料、付加貸付料等については次のとおりとする。

### ア 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機器・設備の取得価格(消費税及び地方消費税を除く。 以下同じ。)から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機器・設備の貸付期間で除して得た額とする。

#### イ 付加貸付料等

付加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、付加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

#### (5) 契約書類の提出

リース事業者は、リース契約の内容に、貸付対象機器・設備の取得価格及び補助金額並びに本事業により導入した財産の管理、財産の処分の制限、補助金の経理等について、要綱等に準じて取り扱う旨を明記するものとする。

# (別表)

応募主体	補助対象経費の具体的な内容
応募主体は、次に掲げる者とする。	1 家畜取引ネットワーク構築支援事業
(1)農業協同組合	遠隔せりシステム関連機器(システム、操作端末、応札器、モ
(2) 農業協同組合連合会	ニター等)、ライブ配信システム及びこれらに附帯する機器・設備
(3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)	の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体
(4) 事業協同組合	的に行われる施設等の改修
(5) 事業協同組合連合会	2 家畜取引電子化推進事業
(6) 民間事業者	帳票システム関連機器及びこれらに附帯する機器・設備の設置
(7) 公益社団法人	並びにこれらの機器等の稼働に必要であって、かつ、当該機器等と
(8) 公益財団法人	一体的に行われる機器等の改修
(9) 一般社団法人	3 家畜市場運営省力化推進事業
(10) 一般財団法人	自動誘導レール、簡易に測定可能な体高計、監視装置(監視カ
(11) 生産者が組織する団体及び当該団体が組織する団体	メラ、モニター等) これらに附帯する機器・設備の設置並びにこれ
(12) 協議会	らの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設
	等の改修

# 申請書類チェックシート

申請者チェック欄	申請書類	提出部数	事務局 チェック欄 (※ 1)
	応募申請書 (様式1)	1 部	
	事業実施体制 (様式2)	1部	
	申請書類チェックシート(本紙)	1部	
	確認項目チェックシート(様式3)	1部	
	事業実施計画書 (様式4)	1 部	
	事業実施計画添付資料 (様式4に記載の添 資料)	付 1部	
	定款、規約等	1 部	
	直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し (これらの書面を作成していない場合は提出不要ですが、 の場合は、応募団体の収支の状況を確認することができ 収支決算書等を必ず提出してください。)		

- (注) 1. 申請書類について漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。 2. 本紙は、応募1件ごとに1枚作成してください。 3. 事務局チェック欄(※1)には記入しないでください。

年 月 日

# 〇〇農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

○○年度家畜取引スマート化推進支援事業への応募について

このことについて、家畜取引スマート化推進支援事業公募要領第7に基づき関係書類を 添えて事業実施計画書を提出します。

事業(会計)責任者氏名:

電 話:

FAX:

メールアドレス:

# 事業実施体制

応募事業名	

※ 応募主体だけでなく、本事業に関わる関係機関の実施体制、申請経費について整合 がとれている内容で記入してください。

また、家畜市場の登録を行う都道府県、生産者団体、家畜市場の利用者等との事前調整の状況も含めて記入してください。

# (様式3)

# 家畜取引スマート化推進支援事業の確認項目チェックシート

※事業実施上、確認が必要な以下の項目について、確認した事項のチェック欄に印を入れ、その確認方法や判断根拠等を具体的に記載してください。

ハテベス		1 MI CHI C 2	CHOC CONHEDIONS MAN THAT IN THE INC.	125(14.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.1
番号	確認項目(該当する場合はチェック欄に印を入れること)	チェック 欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根 拠等」の記入例
1	円滑な事業実施のための人員体制が組まれている。			別添の事業実施体制により、事業の 執行・検証・調整等を円滑に実施可能 な人員・体制が確保されている。
2	適切に会計処理を行う体制となっている。			事業実施に係る経理などの事務について、会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法が明確に定められており、適切な管理体制及び処理能力を有している。
3	取組の内容が事業の趣旨に合致している。			○○を導入する取組により○○の効果が見込まれ、事業の趣旨に合致している。
4	事業実施計画の内容が、成果目標に沿っている。			事業実施後、本市場の購買参加者数を〇%以上増加させる計画となっている。
5	採択要件を全て満たしている。			公募要領に定められた事項及び基準 により、採択要件を満たしていることを 確認した。
6	過大な事業費となっていない(機器・設備の導入に当たり、事業 内容に不要な附帯設備や過剰な機器・設備、奇抜なデザイン等 を計画していない)。			施設・設備の基本的な仕様については、〇〇の施設・設備を参考に検討し、必要最低限の事業費となっている。
7	自己資金若しくは他の助成により事業を実施する予定、実施中既又は既に終了していない。			自己資金若しくは他の助成により事業 を実施する予定、実施中又は既に終 了した事業ではない。
8	機器・設備の設置に必要とされる法律に定める手続がとられている。			○○に関する法律第○条に掲げる○ ○施設の変更承認を受けている。
9	施設の附帯施設のみの整備ではない。また、同種・同能力のものの再整備(いわゆる更新)ではない。			機器・設備の導入を行う計画であり、 施設の附帯施設のみの整備ではな い。また、同種・同能力のものの再整 備(いわゆる更新)ではない。
10	事業実施計画の作成に当たって、産地の飼養頭数、生産数量、 出荷計画等を勘案し、能力・規模の決定を行っている。			機器・設備の能力・規模の決定においては、〇〇により、産地の飼養頭数や 出荷計画を把握し、十分に検討の上 決定している。
11	コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産・流通体制の確立に資するよう配慮されている。			○○との協議を踏まえ、施設の利用計画が効率的な生産・流通体制に資するよう配慮している。
12	導入する機器・設備の希望小売価格を確認した。また、入札又は三社以上から見積もりを取る等により事業費の低減を図っている。			〇〇により導入する機器・設備の希望 小売価格を確認するとともに、入札に より導入機器を選定する計画である。
13	機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。			機器・設備の導入に伴う用地の買収 若しくは賃借に要する経費又は補償費 等は含まれていない。
14	民間事業者にあっては、5戸以上の一般の農家が利用する施設を管理運営している。また、中小企業法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者である。			事業を行う○○は、5戸以上の一般の 農家が利用する○○の管理運営を 行っている。また、中小企業法第2条 第1項各号のいずれにも該当せず、こ れらの民間事業者から出資を受けた 民間事業者でない。
15	協議会にあっては、公募要領別表応募主体の欄の(1)から(11)の者が中心となって構成されている。また、事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められており、協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられている。			事業を行う〇〇は、構成員が〇〇、〇 〇であり、協議会規約により事務手続 等を適正に実施するため体制がとられ ている。
16	過去、3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しを受け たことはない。			事業を行う〇〇は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しを受けたことはない。なお、取消しを受けている場合は、改善状況を記載すること。
17	みどりの食料システム戦略に掲げる取組を実践している、また は、実践する計画を有している。			事業を行う〇〇は、今後、〇〇〇等の環境負荷軽減の取組を実践する計画を有している。
	-			

# 家畜取引スマート化推進支援事業

# 事業実施計画書

事業実施年歷	支:	年度	
家畜市場名	•		
<u> </u>	•		
応募主体名	:		
事業名:	• 家畜取引電	、ットワーク構築支援事業 ②子化推進事業 ☑営省力化推進事業	

(作成注意)

注:事業名の欄は、該当するものを円で囲むこと。

#### 第1 応募主体の概要

応募主体名	所在地	資本構成・比率(%)	事業の内容	沿革	役員の氏名	その他

注:応募主体と家畜市場の開設者や運営者が異なる場合は、それらの概要をこれに準じて作成すること。

# 第2 事業対象施設の概況 1 機器・設備導入施設の概要

施設の名称	施設の住所	敷地面積(㎡)	用地の取得方法	移転、廃止又は休止する 計画の有無

注:用地の確保が使用収益権による場合は、用地の取得方法欄にその内容及び期間を記載すること。

#### 2 連携する家畜市場の概要(家畜取引ネットワーク構築支援事業のみ)

			, ,	
施設の名称	施設の住所	開設者	運営者	移転、廃止又は休止する 計画の有無

注1:複数の家畜市場が連携する場合は必要に応じて、適宜行を追加して記載すること。

注2:連携する家畜市場がない場合は記載不要です。

#### 第3 事業実施の方針

毒	ᄴ	47
-	耒	ፖ

注:事業名の欄は該当する事業名を記載すること。

1 事業実施の必要性及び効果

<u>1 事業実施の必要性及び効果</u>		
現状及び課題	事業実施の必要性及び導入する機器・設備	事業実施による効果
	(導入する機器・設備)	

注1:複数の事業を実施される場合は、事業ごとに別葉で作成すること。

注2:可能な限り定量的なデータを交えつつ、具体的に記載すること。

注3:以下の点に留意すること。

〇現状及び課題

- ・現在の施設構造、入場者数、購買参加者数、取引頭数の現状や見込み等市場の特徴を踏まえた分析や市場の運営状況等を基に記載すること。
- ○事業実施の必要性及び導入する機器・設備
  - ・現状及び課題と、事業実施の必要性及び導入する機器・設備との因果関係を明確に記載すること。
- 〇事業実施による効果
  - ・導入する機器・設備と設定した成果目標との関連を明確に記載すること。

#### 2 施設の運営状況及び計画

家畜市場	名
------	---

#### (1)取引頭数

	<u>畜</u> 種		年間取引頭数(①) (頭/年、%)		年間市	年間市場開催日数(②) (日、%)		1日当たり取引頭数(①/②) (頭/日、%)			備考		
			現状	計画	増加率	現状	計画	増加率	現状	計画	増加率		
		黒毛和種 計	0	0		0	0						
		成牛										現状:	年度
	肉	子牛										計画:	年度
	肉専用種	褐毛和種 計	0	0		0	0						
<sub>#</sub>	種	成牛											
+		子牛											
		その他の肉専用種											
	乳月	用種(交雑種を含む)計	0	0		0	0						
		成牛											
		子牛											
	豚 (牛換算) その他 (牛換算)												
			·					·					
	1	合計(実日数)	0	0		0	0						-

注1:家畜取引ネットワーク構築支援事業の場合は、遠隔せりを開催する家畜市場について作成すること。

注2:現状は、本事業実施計画書作成時において実績が判明している直近年度、計画は、成果目標の目標年度における数値を記載するとともに、

備考欄に具体的な年度を記載すること。

注3:牛換算は、馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭換算とする。 注4:その他は適宜畜種を記載すること。また、必要に応じ適宜行を追加すること。 注5:年間市場開催日数の合計欄は、延べ日数ではなく実日数を記載すること。

#### (2) 購買参加者数

	畜種		延	ベ購買参加者 (人/年、%)	f数	備考		
			現状	計画	増加率			
		黒毛和種 計	0	0				
	肉	成牛				現状:	年度 年度	
	専	子牛				計画:	年度	
	用用	褐毛和種 計	0	0				
4	種	成牛						
-		子牛						
		その他の肉専用種						
	乳	.用 <u>種(交雑種を含む)計</u>	0	0				
		成牛						
		子牛						
	豚							
	その他							
		合計	0	0				

注1:家畜取引ネットワーク構築支援事業の場合は、遠隔せりを開催する家畜市場について作成すること。

注2:現状は、本事業実施計画書作成時において実績が判明している直近年度、計画は、成果目標の目標年度における数値を記載するとともに、

備考欄に具体的な年度を記載すること。

注3:その他は適宜畜種を記載すること。また、必要に応じ適宜行を追加すること。

#### (3) 市場開催月及び回数

開係	崔月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
現状	回数													
以	日数													
計画	回数													
	日数													

注:開催回数及び1開催当たりの日数を記載すること。

#### 第4 成果目標及び目標年度

家畜市場名	事業名	成果目標の 具体的内容		現況			目標		増減率	備考
<b>涿田川场</b> 石			年度	現況値	単位	目標 年度	目標値	単位	(%)	개변 수
	家畜取引ネットワーク構築支援事業	購買参加者数を〇%増加			延べ人数 /年			延べ人数 /年		
	家畜取引電子化推進事業	全ての購買者及び出荷者に 〇〇〇を電子交付			%			%		
		市場運営(〇〇〇)に係る 延べ労働時間を〇%削減			延べ労働 時間/日			延べ労働 時間/日		

注1:実施する事業に係る成果目標及び目標年度を記載すること。

注2:必要に応じて、適宜行を追加して記載すること。

注3:目標年度は、家畜取引ネットワーク構築支援事業の場合、事業完了年度から3年以内、その他の事業の場合は、事業完了年度の翌年度に設定すること。 注4:現況及び目標欄に係る現況値、目標値の積算根拠を備考欄に記載、又は確認できる資料を添付すること。

#### 第5 機器・設備の導入計画

1 機器・設備の内容及び経費

				員数	事業費		負担区分		事業完了	
事業名	(機器・	機器・設備の内容設備の名称、構造、能力等)	単価 (円)	早1     /ム		国費 (円) ①	補助事業者 (円) ②	その他 (円) ③	予定年月日日	備考
	補助 対象	小計								
家畜取引ネットワーク 構築支援事業	補助 対象外									
		小計 小計 A			0	0	0	0		
	補助 対象									
家畜取引電子化		小計							]	
推進事業	補助 対象外	1.21								
		小計 小計 B			0	0	0	0		
	補助対象									
   家畜市場運営省力化		小計								
家畜市場運営省力化 推進事業	補助 対象外									
		小計					_			
小計C					0	0	0	0		
	合計(A+B+C)	0	0	0	0					

注1: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

また、負担区分のその他の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。

注2:合計には、補助対象経費のほか、本事業と同時に実施する国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費(工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。)、 実施設計費及び工事雑費等)を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

注3:リースにより機器・設備を導入する場合であって国費以外の負担がある場合は、負担する者の欄に、リース料のうちリース期間中に支払う基本貸付料の総額及び リース期間終了後に所有権を移転する場合はその譲渡額の合算額を記載すること。 2 リースによる機器・設備導入の概要

貸付対象 機器・設備	取得及び設置に必要な経費 (うち国庫補助金) (円)	法定耐用 年数(年)	リース期間 (年)	リース料 (うち基本貸付料) (うち付加貸付料等) (円/年)	貸付対象機器・設備の リース期間終了後の価格 (円)	リース期間終了 後の取扱い	所有権を移転する 場合の譲渡額 (円)	備考

注1:リース事業者を活用する場合のみ記載すること。リース事業者を活用しない場合は「貸付対象機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。 注2:リース期間終了後の取扱い欄は、所有権の移転、再リース等と記載すること。

3 応募主体による補助事業者以外の者への貸付けの概要

貸し付けようとする 機器・設備	貸付けの対象となる者	貸付期間	賃貸料	賃貸料の設定根拠	備考

注:導入する機器・設備を応募主体以外の者に貸し付ける場合のみ記載すること。応募主体以外の者への貸付を行わない場合は「貸し付けようとする機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。

#### 第6 添付資料

- (1) 導入する機器・設備の概要が分かる資料
- (2) 導入する機器・設備の規模や数量等の決定根拠、本計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できる資料
- (3)機器・設備を導入する施設の現況図(平面図及び立面図)及び用地内における建物(施設別)の配置図(本事業により導入する機器・設備 の配置が分かるもの)
- (4) リース事業者とのリース契約書(案)(リース方式の場合)
- (5) 実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った(承認申請中の案件も含む)場合は、当該処分申請に係る資料
- (6)機器・設備を導入する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料(管理運営規程等)
- (7) 事業実施後における収支計算書
- (8) 賃貸借契約をする場合は契約書の案

#### 第7 その他

補助事業等の財産処分状況について(当初年度を含め過去5年間)

事業名	実施年度	事業費 (うち国庫補助金相当額) (千円)	財産処分承認年月日	当初事業内容及び処分内容

注1:該当する案件(承認申請中の案件を含む)がある場合に記載するとともに、処分申請に係る資料を添付すること。

注2:該当する案件がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当なしと記入すること。

注3:補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入

するとともに、当該案件の処分申請に係る資料を添付すること。

# (別紙)

# 家畜取引スマート化推進支援事業の問合せ・申請書類提出先一覧

都道府県	問合せ先	提出先
中华州东	INGEA	
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 TEL 011-330-8807	札幌市中央区南22条西6丁目2-22 北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 メールアドレス: rakuchiku_hn@maff.go.jp
青森県·岩手県· 宮城県·秋田県· 山形県·福島県	東北農政局生産部畜産課 TEL 022-221-6198	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部畜産課 メールアドレス:tohoku_chikusan_info@maff.go.jp
茨城県·栃木県· 群馬県·埼京県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨 県・長野県・静岡 県	関東農政局生産部畜産課 TEL 048-740-0418	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 関東農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_kanto@maff.go.jp
新潟県·富山県· 石川県·福井県	北陸農政局生産部畜産課 TEL 076-232-4317	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 北陸農政局生産部畜産課 メールアドレス: tikusan_hokuriku@maff.go.jp
岐阜県·愛知県· 三重県	東海農政局生産部畜産課 TEL 052-223-4625	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局生産部畜産課 メールアドレス: tokai_chikusan_info@maff.go.jp
滋賀県·京都府· 大阪府·兵庫県· 奈良県·和歌山 県	近畿農政局生産部畜産課 TEL 075-414-9022	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風 呂町 近畿農政局生産部畜産課 メールアドレス: kinki_chikusan_niku@maff.go.jp
鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	中国四国農政局生産部畜産課 TEL 086-224-9412	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 中四国農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_ka.chushi@maff.go.jp
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部畜産課 TEL 096-300-6278	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 九州農政局生産部畜産課 メールアドレス: kyusyu_chikusan@maff.go.jp
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生 産振興課 TEL 098-866-1653	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 メールアドレス: okinawa.seisan.v6g@ogb.cao.go.jp